平成２１年９月第５回八街市議会定例会会議録（第５号）

……

１．開議　平成２１年９月１１日　午前１０時００分

１．出席議員は次のとおり

１番　桜　田　秀　雄
２番　林　　修　三
３番　山　口　孝　弘
４番　小　髙　良　則
５番　湯　淺　祐　徳
６番　川　上　雄　次
７番　中　田　眞　司
８番　古　場　正　春
９番　林　　政　男
10番　新　宅　雅　子
11番　横　田　義　和
12番　鯨　井　眞佐子
13番　北　村　新　司
14番　古　川　宏　史
15番　山　本　義　一
16番　京　増　藤　江
17番　右　山　正　美
18番　小　澤　定　明
19番　京　増　良　男
20番　丸　山　わき子
21番　加　藤　　弘
22番　山　本　邦　男

……

１．欠席議員は次のとおり

なし

……

１．地方自治法第１２１条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市長	長谷川　健　一
副市長	髙　橋　一　夫
教育長	齊　藤　　勝
総務部長	浅　羽　芳　明
市民部長	小　倉　　裕

経済環境部長	森井辰夫
建設部長	並木　敏
会計管理者	越川みね子
教育委員会教育次長	尾髙幸子
農業委員会事務局長	藤﨑康雄
監査委員事務局副主幹	堀越和則
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛　勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石井　勲
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
商工課長	麻生和敏
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

……

１．本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主任主事	栗原孝治

……

１．会議事件は次のとおり

○議事日程（第５号）

平成２１年９月１１日（金）午前１０時開議

日程第１　議案第２号から議案第２１号
質疑、委員会付託
決算審査特別委員会の設置及び付託

日程第２　休会の件

○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は２２名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程に入る前に報告します。

加瀬農政課長にかわり、麻生商工課長が、江澤監査委員事務局長にかわり、堀越副主幹が出席となります。

以上で報告を終わります。

日程第１、議案第２号から議案第２１号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第５５条により、発言はすべて簡明にし、議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第５６条、第５７条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め４０分以内とし、同一議題につき一問一答、２回までででお願いします。

最初に、林修三議員の質疑を許します。

○林　修三君

それでは、１点質問させていただきます。

今般のこの補正に９億１千９９３万２千円、計上されておりまして、道路、雇用、それから教育等への充当がされ、その活性化が図られようとしておりまして、大変子どもたちを含め、市民にとりまして喜ばしいことでありますけれども、一方で、国の政権交代がされようとしております。そして、これまでちょっと漏れ聞くところによると、一部予算の見直し、あるいは凍結がされるのではないかという声も聞きます。今回、計上されました八街市の補正についても、そのようなことがあるのか、ないのか、確認の意味でお伺いいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

ご質問にお答えいたします。今回の補正予算中、国の１次補正に基づくものといたしまして、学校耐震化の早期の推進、学校ＩＴＣ関係の環境整備、子育て応援、この２１年版の子育ての応援特別手当関係、それから道路橋りょう費補助金としての例えば地域連携推進事業の補助金３千万円等々がございます。ご承知のとおり、国の２１年度補正予算というのが、景気対策の一環といたしまして、総額約１４兆円規模で、５月末に成立したものでございます。これに対しまして、当時から民主党は今回衆議院の選挙のマニフェスト、むだ遣いのおそれがあるとして、４点ほどマニフェストに書いてございます。その１点目が、これは文科省関係のメディア芸術総合センターの建設費１１７億円、それから官公庁の施設整備費が２兆９千億円、それから雇用対策の基金７千億円、それから農地集積事業３千億円の４点をマニフェストでむだ遣いのおそれがあると掲げているものでございます。

この４点につきましては、今回の本市の補正予算には影響はないものと考えております。

なお、衆院選後、いろんな報道がなされておりまして、その報道によりますと、新政権発足後、新たな組織として国家戦略局ができるそうでございます。そこにおきまして、この９月中に２１年度補正予算の見直しに着手するということが報道されております。そして、９月末をめどに執行を停止する事業のリストアップ等を行いまして、一部、補正予算の組み替えをするということで、秋の１０月に予定されております臨時国会の方に提出するということになっておりますので、詳細については、これから９月末にまとめます執行停止のリストアップ等々の情報を私ども遂次仕入れながら検討したいと思いますけれども、基本的には本市の９月補正の補正予算については全く影響がないものと考えております。

ただ、その前に７月７日に臨時議会で地域活性化経済危機対策臨時交付金、約２億９千７００万円の予算計上して可決していただいておりまして、その執行も今本市においてはやっております。この経済危機対策の臨時交付金については、地方公共団体の配慮として２つ交付金をもらえたわけですけれども、その１つでございますが、これについては、基本的に民主党も言及していないと、私どもは承知しております。先に県の市町村課の方に特別交付税の重要関係のヒアリングがあったわけでございますが、そのときにおいても、県の市町村課においては、この経済危機の臨時交付金については大丈夫じゃないかなというようなニュアンスで、私も漏れ伺っているところでございます。以上でございます。

○林　修三君

今回の補正は子どもの教育を中心として、非常にありがたい補正がもらえておりますので、ぜひひとつ、よろしくお願いいたします。

○議長（山本邦男君）

以上で、林修三議員の質疑を終了します。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

私は、議案第２号、八街文化会館建設条例の制定についてお尋ねをいたします。

事業計画が、まだ明確じゃないと思うんですけれども、３月の定例議会で林政男議員から仮称でございますけれども、八街市生涯学習センター建設基金条例という名目で当局が答弁をされておりますけれども、まだあれから半年ぐらいですけれども、提案に至った理由はどういう理由があるんでしょうか。また、どのような事業にしましても、目的が具体的に明確にされない条例などあり得ないと思うんですけれども、この八街文化会館、基本構想の中では、どのように位置付けられているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

今回の特定目的基金の設置条例につきましては、今、桜田議員が指摘したとおり、本年３月議会におきまして、林政男議員から２つの基金の制定はというようなご質問の中で、その関連質問等々の中におきまして、原資的に市民の方々から寄附の申し出、例えば文化会館とか、野球場に対しての基金の申し出があれば、特定目的基金を作ることはやぶさかではないという市長答弁をしてございます。それによりまして、今般、市民の方から、そういうよう

な申し出が実際ございました。そういう経過がございまして、今回、９月議会に２つの特定目的基金の新規制定をお願いするものでございます。

それから、総合計画２００５の基本計画の中でうたってある文言を申し述べさせていただきますと、第３節、市民文化の創造と継承の中で、主な計画事業といたしまして、公共核施設の整備計画の策定という項目がございます。その中に八街駅北口の建設を計画している複合的な文化施設の整備計画を策定するということで、文化会館については、このような規定をさせていただきます。

それから、明確な目的がないと言いますけれども、基金の目的については、やはり文化会館を建設するためという明確な目的があるものでございます。

○桜田秀雄君

本来、こうした事業は理想的にいえば自治体の財政措置をもって行うというのが、そうであると思うんですけれども、いわゆる用途を指定して寄附を募る場合、用途指定に見合う毎年度最終的予算が計上されると思いますし、また、一般会計からの資金と寄附金によるとされておりますが、実施計画は数年後、あるいは数十年後、こういうことも想定されます。こうした中で、会計処理が大変複雑になるんじゃないかと、こんな思いもありますし、３月議会で答弁したとおり、やはり落花生の郷やちまた応援寄附金、これを活用して行うのが妥当ではないかなと、そんな思いもするんですが、いかがでしょう。

○財政課長（加藤多久美君）

今回の２つの特定目的基金の設置につきましては、将来の建設に備えて事前に財源手当をするというような趣旨でございます。

それから、ふるさと納税の基金との整合性につきましては、やはり３月議会で林政男議員に答弁しているとおりでございますが、基本的には、こういう事業目的に限定しました基金を設置することによりまして、寄附の目的がわかりやすくなるということで、寄附金が集まりやすくなるんではないかということも考えられますので、今回、制定に至ったわけでございます。

○桜田秀雄君

次に、第３号議案に関連してお尋ねをいたします。

基金の処分、これ第５条に挙げられておりますけれども、目的のために使用する場合に限り、その全部、または一部を処分することができる。このようにうたわれておりますけれども、今回提案をされた２つの基金創設が、もし可決されたとなると、文化会館の建設と野球場の建設を市民に約束をしたことになる。私は、そのように理解しますけれども、文化会館建設と野球場建設は、目的を特定しておりますので、この寄附金を募るということがあれば後戻りができない事業になってしまう、このように理解をいたします。後に、市民的な合意が得られず、例えば四街道のように事業がとん挫した場合に、この寄附金の取り扱いを民法上、どのようにお取り扱いがあるのか。その辺についてお尋ねいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

あくまでも、今回の２つの特定目的基金の条例制定につきましては、本当に将来の建設に備えるものでございまして、将来、何年先を想定してということではございません。近い将来か、遠い将来かという問題もございますけれども、あくまでも将来の建設ということでございます。何分、多額の事業費が見込まれるということで、そういう建設計画が市民から盛り上がったとしても、直ちに建設できる財源手当が、私ども用意できるわけではございません。それですので、市民の方の浄財及び毎年度余裕ができた財源、例えば今回の９月補正では１００万円ずつ、この基金に計上させていただいておりますが、そういうことによって９０億円かかる建設資金を手当てしよう、ストックしようという考えでございます。

それから、この寄附については、私ども負担付き寄附という考えではございません。あくまでも用途を指定された寄附ということでございます。ここでお答えするのは、将来どうなるかという、将来建設に向かって突き進むんだというような市の考えを明確にしたものだとご承知の方、お願いしたいと思います。

○桜田秀雄君

それでは、最後に市長にお尋ねしますけれども、今、事業の優先順位ということが大きな社会問題になっています。市長は、先の答弁の中でクリーンセンターの余熱を利用した健康施設の建設を約束されています。

また、今回２つの事業を実質的には約束をされると、そういうことになりますけれども、この財政負担の大きな３事業、この優先順位はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○市長（長谷川健一君）

今、優先順位については、まだ、はっきりとした順位はしておりませんけれども、ただ、文化会館的な複合施設については、早く作っていただきたいというような声が多くございますし、また、スポーツプラザに温水プールを作るという計画は、これもクリーンセンターを作るときに地域の人から、ぜひ余熱を利用して、そういう施設を作っていただきたいというような、こういう要望がございましたので、これはやはり地域の要望をかなえてやりたいということで、そのような将来的な計画を立ててございます。

ですから、野球場についても、八街で公式野球ができるような球場が欲しいというような、こんな要望がございますので、そういうことで、市では、即これを作りませんので、市民の皆さん方が市が金がないから基金を作ってくれれば、私どもが幾らかでも応援してやりたいから作ってくれということですから、これは別に反対することもないし、また、目的がちゃんとはっきりしていますので、これは作るまで基金もいただくし、できるまで努力をするというようなことでございます。以上です。

○議長（山本邦男君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

重複しますが、文化会館の積立基金条例について、お伺いしたいんですが、今、市長が答

弁したとおり、やはり複合的な文化会館の市民の要望というのは高いものがありまして、やはりこれを早急に建設をすることが、私は必要じゃないかなというふうに考えておりますが、ただ、駅前に莫大な土地が駅前のところで本当にいいのかどうか。これもまた甚だ疑問に思うわけですけれども、私どもはもっともっと広範な駐車場も完備できるような、そういった広範な農地とか、そういった耕作放棄みたいなところもあるわけですから、そういったことを加味して、やはり作ってほしいと、こういった要望も出したわけですけれども、この基金の積み立て、あるいは寄附で基金の条例を作るということに、私はいささか反対ということではないんですけれども、その手法について、やはり今回の補正の予算の中で、１００万円積み立てをしているわけですね、文化会館、野球場もそうですけれども。やはり１００万円という金額になりますと、これは優先順位どうのこうのという問題がありましたけれども、じゃあ市民の生活を守るお金に先に使うべきか、あるいはこういった基金に使うべきかということをいろいろ論議になると思うんですけれども、１００万円あれば、結構いろんな事業に回したりとか、いろんなことができるわけですけれども、その辺のところはやはり検討して考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思いますが、まず、１点目にお伺いしたいことは、この基金の積み立てに寄附、これはわかります。多くの方、市民の方が寄附をしていただければと思いますけれども、一般会計歳入歳出予算において定める額というふうにしております。今回、１００万円ということであるんですけれども、これは予算の中で１００万円なのか、１千万円なのか、１億円なのかというふうになると思うんですけれども、その定める額というものは一体どういうふうになっているのか。まず、その辺について伺いたいと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

本条例の２条に寄附金及び一般会計歳入歳出予算において定める額ということで、今回は１００万円を９月補正で計上させていただいたところでございます。この歳入歳出予算において定める額の捉え方でございますが、基本的に、こういう特目に当たりましては毎年度定額、例えば１千万円とか、５千万円とか、そういう定額の基金設置条例も見受けられるところでございますが、本市における財政状況等を勘案すれば、そういうしばりをつける条例というのはいかがなものかということで、毎年度、予算編成の中におきまして、額を決めていきたいというような考えでございます。

○右山正美君

そのとおりだと思いますけれども、今回１００万円という形で積み立てをしていますけれども、その予算の中で、先ほど言いましたとおり、やはり優先順位からすれば市民の生活に合ったような、そういったことが、命と健康に関わる問題が優先されるべきじゃないかなというふうに思うんですよ。そうなったときに、例えば来年度は予算が豊かですよという具合にはならないと思うんですよね、やはりね。やはり緊迫した予算であるというふうに思うんですけれども、では、そういうときに汚い言葉ですけれども、どんぶり勘定でやるのかとか、そういうふうになるわけですけれども、今回は１００万円ということで、何回も言うようで

すけれども、やはり１００万円あればちょっとした事業ができるわけですから、それが１０万円にならないのかなとか、その辺のところだと思うんですよ。しんしゃくの状況だと思うんですけれども、だから、どこで予算の中で決めるわけですけれども、今回は１千万円にしようかとか、その辺の定める額というのは、どこでどうやってとっていくのか。その辺について再度伺いたいと思いますけれども。

○財政課長（加藤多久美君）

もちろん、私ども地方公共団体でございますので、今後増え続ける社会保障の財源に充てるべきというのは、きっちりと確保していかなければならないと、私ども財政当局も考えているところでございますが、この基金につきましては、将来建設に向かって、私ども財政状況厳しい中、少額においても積み立てていこうという決意表明でもあると、私は考えております。１００万円がいいのか、１千万円がいいのかということでございますが、その年度の予算編成過程等々におきまして、また、市長と相談しながら決めていきたいなというように考えております。

○右山正美君

ぜひ、くれぐれも優先順位、これを間違えないように。寄附による行為と市としても何もしないというわけにはいかないと思うので、その辺のところは、ぜひ考えていっていただきたいと思います。

それと、運用について、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するというものであるというふうに書いてあるんですけれども、これについて、ちょっと解釈をもうちょっと含んで、運用基金の処理について、どのように考えているのか。

○財政課長（加藤多久美君）

果実の処理ということですか。基本的には、この基金条例の前に地方自治法の規定が、基金について規定がございます。その地方自治法の２４１条４項というのがございまして、その条文を読ませていただきますと、基金の運用から生じる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければいけないというような規定がございますので、果実、利子とかが出た場合は一般会計の方に計上して基金に入れると、そういうことでございます。その運用にあたっては、管理ということで第３条の方に現金については、金融機関への預金、その他、最も確実な方法。それから、２項において、現金は必要に応じて最も確実、有効な有価証券に変えることができるということで、現金管理及び有価証券管理もできると。有価証券管理につきましては、一般会計の財調の方も同じ規定を設けてございまして、現実的に、この債権現金等の運用等につきましては、会計管理者の職務権限ではございますが、例えば２０年度等におきましても国債の運用等、利付け国債とか、短期割引国債、政府短期証券等の購入をしておるということでございます。

○右山正美君

規模は違いますけれども、国の年金の運用で、ものすごい温存しているわけですね。ここ

にも管理の面では有効な有価証券、これに変えるというふうになっていますけれども、担当課に聞きましたら、これはもう確実なものだということで、安心はしましたけれども、運用についても、これは慎重に、お金が何千万円、何億円というお金じゃないですから、まだ安心なんですけれども、これは有効的かつ本当に有利な有価証券なんかに変えることも必要ではないかなというふうに思います。

次に、重複しますので、野球場建設条例について伺いますが、積み立て、この野球場についても今の野球場で中央グラウンドなんか、もうちょっと何メートルか幅を寄せれば公式になるとか、何とか、そういう話を…、ならないか、そういう話を前にスポーツ審議会のときに、道路まで出ちゃうのかな、あれ。そういう話もあったし、スポーツプラザのグラウンドも要するに、あれをもうちょっと埋め立てが進んで向こうに伸ばせば、公式的な４００メートルトラックとか、公式は４００メートルだと思うんですけれども、そうなるとか、やはりそういったことも考えていく必要があるのかなというふうに思うんですよね。ですから、八街市は公式にできるような、いろいろなものがないということで、大変いろんな競技がよそに持っていかれていく部分はあるんですけれども、そういうことで、基金の積み立てについて、これも先ほどと同じような感じなんですけれども、１００万円、今回またこれで計上されていますけれども、寄附と１００万円で、それから先ほどの予算の中で決めていくということなんですけれども、それは文化会館と同じような形で進めていくのかどうか。

○財政課長（加藤多久美君）

先ほど文化会館の特目のときにお答えしたとおり、これにつきましても目的が野球場に変わったということで、基本的な考え方については、文化会館と同じということでございますが、ただ、やはり先ほど市長も言ったとおり、文化会館につきましては、駅前に公共核施設用地というものがございますので、それの総合計画２００５にも計画を立てていくということがありますので、基本的には、もし財源ができれば文化会館の方に多少なりとも多い金額を積み立てるということは言えるんじゃないかと、このように考えております。

○右山正美君

先ほども言いましたけれども、やはり優先順位というものがあって、その辺は十分配慮して、積み立てはしていく必要があるのかなというふうに思います。

次に進みます。議案第６号です。補正予算の中で、２１ページでありますが、生活保護総務費について、１３節委託料についてお伺いをいたします。

この中で、就労支援業務ということで、８９万５千円という形で載っておりますが、生活保護の就労支援ということになれば、どういう形で事業は進めていくのか。その事業の内容について、まず最初にお伺いしたいと思います。

○市民部長（小倉　裕君）

本事業につきましては、窓口での相談や生活保護申請が急増する中にあたりまして、稼働能力のある相談者や被保護者に対します就労への取り組みを充実させるために、国庫事業でもありますセーフティーネット支援対策事業の中の就労支援事業を活用し、実施しようとす

るものでございます。

○右山正美君

生活保護の中でのこの就労支援といいますと、やはりいろいろとプライバシーの問題とか、相談者の秘密保持という、そういったものもいろいろとなってくると思うんですよ。この国の雇用促進のための補助事業でありますから、難しい仕事にはつけさせることができないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった仕事とか、どういう仕事なのかね。また、就労をさせる人、どこから雇用を引き出すのか。その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（小倉　裕君）

やはり生活保護受給者の場合、やはり本人に合った仕事、やりたい仕事、そういうものはあるとは思いますけれども、これにつきましては、やはり生活保護法に規定します被保護者及び要保護者で稼働能力、また就労意欲を有する者の支援対策としまして、原則として概ね３カ月は使用期間として、その方に合った就労の実現に支援をしていきたい、そういう考えでございます。

また、雇用につきましては、就労支援員だと思いますけれども、この方につきましては、業務内容からして、専門性の知見を要するため、人材派遣会社に業務を委託して配置する予定でございますけれども、そういう中で条件としましては、キャリアカウンセラー、そういう方が一番望ましいと思うんですけれども、まだ、この資格を持っている方が県内に本当に数名しかいないということですので、その方と同程度の技量を持っている方、そういう方をお願いしたいと思いますので、また、近隣では実際、今、成田市、あと市原市、そういうところで、もう派遣会社の方へ依頼して人材を派遣してもらっているということで、説明をまたいろいろ情報周知して、活用してまいりたいと考えております。

○右山正美君

派遣会社も視野に入れて検討していくことということなんですけれども、やはり部署が部署だけに、先ほども言いましたけれども、やはりこのプライバシーの問題というのは、最大の問題になってくると思うんですよ。その辺は十分、就労させるときに、そういった問題については十分論議、討議されていくと思うんですけれども、その辺についてしっかりとやっていってほしいなというふうに思います。

それで、次の緊急特別措置事業住宅手当、これも２次補正の中で出てきたことでありますけれども、この事業について内容をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○市民部長（小倉　裕君）

緊急特別事業住宅手当につきましては、就職活動を行って就労するために住民票や、あるいは金融機関の口座などが必要となる場合が多くございます。これらをそろえるためには、安定した住居が当然必要となります。また、アパート等の家賃は毎月発生する固定的経費であることから、離職者が就職活動を安心して行うことができるように、就労能力及び就労意欲がある離職者で住宅を喪失、または喪失の恐れのある方に対しまして、住宅手当を支給し、

住宅及び就労機会の確保に向けた支援をハローワーク等々を連携して行う事業でございます。

○右山正美君

八街独自でどうのこうのではなくて、ハローワークと連携をとりながら、そういったことを進めていくということですね。この事業は人数とか、期間としては半年間というふうに私も聞いておるんですけれども、その人数とか、連携の仕方、ハローワークとの、そういった連携の仕方とか、そういったものについてはどういうふうになっているのでしょうか。

○市民部長（小倉　裕君）

まず、連携なんですけれども、これはあくまでも市直接ではなく、ハローワークの方へ相談していただきまして、そのハローワークの方で他方のいろんな貸し付けの制度等ありますので、そういうものの制度の利用、相談を受けまして、それから市の方へおいでいただくと、そういうような連携方法になっております。

また、期間また人数なんですが、実施期間は、１０月１日からで、条件としまして２年以内に離職した者、あるいは離職前に世帯の生計中心者であった者、ハローワークへの求職申し込みなどの支給対象要件を、何点かありますが、すべて満たす方に対し、６カ月間を限度とし、生活保護の住宅扶助における特別基準額に準拠した額を上限として支給することになりますが、本市では生活保護の特別基準額で、単身世帯で３万７千２００円、また複数世帯ですと４万８千４００円が支給の上限となります。

また、人数なんですけれども、これにつきましては、市内において支給対象者が何名存在するかということは、現時点では非常に把握が難しいというのが実情でございます。

また、国から示されました推計方法という算式があるんですけれども、これをもとに対象者を算出したところ、八街市は１０名程度になるというように推計してございます。以上でございます。

○右山正美君

ハローワークと連携をとって、ハローワークが、じゃあ、あなたはこのところが近い、近いかどうかはわかりませんけれども、八街市に電話が来て、それでその住宅の手当の補助をしていくと。だから、役所とハローワークと連携をとって、そしてやっていくという感じですね。そういう点で、住宅手当が国からの補助ということで、これは６カ月間ということで短いんですけれども、引き続きこういった人たちが十分受けられるような、そういった施策をやはり市としても６カ月間なら６カ月間で終わりですよということではなくて、引き続きやはりやっていく必要があるのかなというふうに思います。

次に伺いたいと思いますが、９款教育費であります。教育費の関係では、かなり武道場とか、あるいは耐震化の問題で、２億何千万円、３億円というような感じで、かなりの予算がとられているわけですけれども、この最初に武道場、これは市長が順番に武道場を作っていくと、このように申されたわけで、今度、八街中学校の武道場を作るということで、１億５千７９９万５千円ということになっております。

まず最初にお聞きしたいのは、この事業の規模、これでございます。どういった１億５千

７９９万５千円の規模ができるのか。南中学校も武道場ができて、柔剣道を中心にやっておるわけですけれども、その規模について最初に伺います。

○教育次長（尾高幸子君）

武道場の規模というご質問でございますが、鉄骨造り平屋建て、約６５０平方メートルを予定しております。柔剣道場、それぞれ正式試合場として使用できるスペースを確保する予定でございます。

また、床の構造につきましても、武道場としての機能に配慮した設計としてまいりたいと考えております。

○右山正美君

武道場で公式に試合ができると。これは柔道連盟というか、国体規模の公式と認識していいのかな、その辺について。畳で、公式となると私も柔道をやっていましたから、公式となりますと、かなりスペースをとるというふうに考えていますけれども、畳数にしては、どのくらいなのか。その辺についてはどうでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

畳は１２８畳掛ける２面ということで予定しております。

○右山正美君

公式だということで、今まで公式の試合ができるとか、そういったところは全く本当になかったものですから、床ばねが入って、バウンドできるような、そんなような感じでできるということで、これは担当課とお話ししましたら、これが入札、一般競争入札だということで残念に思っているんですけれども、分離発注できるものなら分離発注をしてもらって、地元業者に、ぜひ落としていただきたいなという気持ちはあるんですけれども、やはり１千万円以上は一般競争入札ということで、ぜひ、地元の業者も頑張って入札をしてもらいたいと思うんですけれども、それは蛇足として、次に耐震補強事業について、私は勘違いしていまして、上は八街中学校武道場建設だったんですけれども、下は八街中学校ですから、八街の中学校全部かなと思いましたら、これは八街中学校、武道場のところみたいですね。それで、２億３千５００万円という具合に工事請負費がなっているわけなんですが、これは相当な金額ですね。補強によって、本当にお金がかかるんだなというふうに思うんですけれども、これ事業の内容といいますか、一体どういうところを直していくのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○教育次長（尾高幸子君）

八街中学校の耐震補強につきましては、平成２０年度の耐震診断結果を受けて、現在補強設計を行っておるところでございますが、補強を予定しているところは、普通教室、鉄筋コンクリート造り４階建て、これは３棟あるんですが、３棟で計２千２５９平方メートル。それと体育館、鉄骨造り、一部鉄筋コンクリート造り２階建て、１千５７５平方メートルでございます。

○右山正美君

１棟ごとに分離発注して、金額を少なくして、それこそ分離発注で入札ができないものかどうかというふうに思うんですけれども、２億３千５００万円というのは相当な金額ですので、これもまた一般競争入札だと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○教育次長（尾髙幸子君）

事業規模からすると、やはり一般競争入札を想定しているところでございますが、参加資格要件の設定にあたっては、できるだけ地元企業が参加できるような配慮をしていきたいなと考えております。

○右山正美君

せっかくの第２次補正予算ですので、やはり地元が潤う、このことがやはり優先されなきゃいけないのかなと。入札参加のそういった諸条件、いろいろありますけれども、そういった要件にかなうかどうかということも、やはり問題ではないかなというふうに思いますけれども、ぜひ、地元の人たちが工事を請け負えるような、そういう感じで配慮していただきたいなというふうに思います。

次に、決算の方で伺いますが、５１ページであります。私ちょっと書き漏らしたんですけれども、この中で１点だけ、市長交際費について伺いたいと思いますが、１９年度は市長交際費は１９年度決算で１８１万２千６００円でした。今回２０年度の決算が１８３万７千５００円ということで、市長の交際費が、こういった不況とか、そういった経済悪化のもとでも市長交際費がわずかですけれども、１９年度より上回ったということで、もっともっと市民の生活感情、状況、深刻な生活実態というものを見ていけば、私はもうちょっと、そういうものを見て排除していくべきではなかったかなというふうに思うんですけれども、担当課としては、予算の上では、確かに総額は減らしたと思うんですよね。決算では、実際は１９年度よりは若干増えたということなんですけれども、その増えた理由といいますか、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、平成２０年度の交際費の内訳を説明させていただきますと、まず、祝儀・会費等で２１２件、１５４万９千５００円。それから、香典・見舞い等で３８件、これが金額で２０万円。それから、賛助金・土産代等で８件、これが８万８千円ということで、合計２５８件、金額では１８３万７千５００円ということになっております。これは、平成１９年度と比較いたしますと、項目別で見ますと香典・見舞金というところで、３２件が３８件になっておりまして、金額的にも１６万５千円が２０万円ということで、３万５千円の増というふうになっておりまして、対前年比全体で見ますと２万５千円程度増ということになっておりますので、そこに理由があるのかなということでございます。

こういった香典・見舞い等におきましては、その都度、変わってくるものでございますので、その辺については、やむを得ないのかなというふうに理解しておりますが、いずれにしても社会通念上、妥当な範囲で必要最低限にとどめるように配慮はしておりますので、その辺についても今後も努力はしたいというふうに考えます。

○右山正美君

市長は本当に精力的に地域をめぐって活躍されているということは、これは認識しているわけです。しかし、やはり税金ですから、市長交際費はね。今の生活実態を見れば大変深刻な状況のもとなわけですから、自粛できるところは自粛していただいて、市民の生活に、そういった予算を回していくと、こういうことも大変重要じゃないかなというふうに思うんですよ。だから、確かに香典の件数が増えたんだということだけじゃなくて、やはり交際費についても今後やはり見直しをしていく。このことも、重要だと思いますし、お金を持っていかなくても十分活動はできるわけですから。その辺は今年度も入っていますけれども、十分その辺は検討していってもらいたいなと思いますけれども、担当課としては、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

繰り返しになりますけれども、今までも努めているように、社会通念上、妥当な範囲で必要最低限にとどめるということの配慮に最大限努めていきたいというふうに思います。

○右山正美君

それは、公的に認められた額だと言えば、それでおしまいですけれども、やはり市民の生活を勘案した、そういったお金の使い方、こういったものをもっと真剣に考えていってもらいたいと思います。

次に、７１ページの賦課徴収費について伺いますが、一般質問の中でもやはり徴収にあたっては、慎重の上に慎重を期さなければならない、あるいは相談に来たら窓口での対応をやはり真剣にやっていただきたい。あと、減免とか、そういったものを大いに使って、ただ、分納を押し付けるということだけじゃなくて、そういった実情に合わせてやはりやっていってほしいというふうに強く思うわけですけれども、この２０年度の決算の中で、固定資産土地評価業務、これを実際やったわけでございます。土地評価の中で、一般新聞にも報道が出まして、八街市の中ではやはり下落が続いているという状況があるわけですね。この土地評価業務をやって、この２１年度にどういう影響といいますか、土地評価をやって影響を出したのか。どういう評価を下したのか。その辺について伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

平成２１年度の固定資産の評価替えの影響ということでございますけれども、平成２０年度との比較で申し上げますと、まず、土地につきましてですが、所在地によって異なりますけれども、まず宅地、これは平均で約１．１パーセントの減です。それから、雑種地でございますけれども、平均で約２．１パーセントのこれも減。それから、田・畑・山林・原野、これらは据え置きということになりました。それから、家屋でございますが、これも建築年や用途によって異なってまいりますけれども、平均で申し上げますと約７パーセントのこれも減ということになっております。

○右山正美君

それが市民の固定資産税とか、そういったものに反映がされているというふうに認識して

よろしいですね。

○総務部長（浅羽芳明君）

評価額ということでございますので、反映されているということで理解していただいてよろしいかと思います。

○右山正美君

次に、過誤納付の問題について伺いますが、２０年度、５千８０３万９千７９６円という市税の過誤納付金及び返還金ということで、かなり多くの額になっていますが、その辺の詳細について、まず最初に伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに過誤納還付金、それから返還金につきましては、前年度と比較をいたしまして、約４千４５７万円、率で約４．３倍ということになっております。還付の原因につきましては幾つかございますけれども、そのうち税額構成、これによるものが、約４千１００万円ほど増になっておりますので、それが主な原因ということになっております。

○右山正美君

返納とか、そういったときには、やはり過誤納ですから多く課税して、お金を一旦徴収したものを返すという行為になっていくわけですから、私はそういった面では、慎重に適切に対応して、多くとりましたという、そういった態度とか、そういったものが必要になってくるのではないかと。介護保険なんかでも、そういったことで滞納して返却の場合、担当課に行ったら「申し訳ありませんでした」というような、そういった対応もしていただいておりますし、やはり過誤納というのは、これは慎重を期して返還していくということが大事だと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどの答弁の中で、ちょっと説明不足でございましたけれども、今回、大幅に増になった理由でございますけれども、これは税源移譲によるものが大きなものでございまして、ご承知のとおり税源の移譲前と移譲後で所得税、住民税合わせた税負担は変わらないということで行われておりましたけれども、例えば退職などで１９年度中の所得が大きく下がった場合、これは税負担が増加してしまう場合がありますから、その税負担を調整するということで、１９年度の住民税、これを税源移譲前の額に減額するという経過措置が講じられたためということになっています。ちなみに、これによる還付の対象者でございますが、１千４０１人、それから還付額が４千６３万５５０円となっておりますので、これによることが大きいのかなというふうに思っております。

また、ご指摘の慎重な扱いということにつきましては、当然、そのようなことに努めてまいっておりますし、これからも努めてまいります。

○議長（山本邦男君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

会議中でございますが、１０分間の休憩をいたします。

（休憩　午前１０時５５分）

（再開　午前１１時０６分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず、議案第１４号、平成２０年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

まず、３款民生費についてですが、１項３目障害者福祉費中、障害者自立支援給付事業費について伺います、８２ページです。

障害者自立支援法では、医療や福祉サービスを多く必要とするほど重い自己負担を強いられる応益負担で、サービスの利用を制限せざるを得ないなど、障がい者の自立と社会参加が阻害されています。

八街市では、障がい者のサービス利用の要望をどう把握し、要望に応えようとしているのか、伺います。

○市民部長（小倉　裕君）

障害者福祉サービスにつきましては、障がいがある方や、その保護者が福祉課の窓口や相談支援事業所などで、利用希望の必要なサービスについて相談を受けておりますが、それぞれの状況や障がいの程度に応じて、いろんなサービスを受けられるように引き受けてはしてございます。

また、サービス利用には、そのサービス事業者と契約しないでも、障害福祉サービス事業所は新設、あるいは締結されておりまして、近隣市町村も含め、各サービスの事業所も実施しておると思っております。このため、一部のサービスの負担や特に利用にあたりまして、支障があるというようなお声は実際聞いてはございません。

○京増藤江君

サービスによっては、障がい者の皆さんの要望に応えられているものもあると思うんです。しかし、利用先が十分でないということで、あきらめざるを得ない場合もあると思うんですね。それと、あとは費用の問題がありますから、そういういろんなことを考えて、十分かどうかというのは、しっかりと見ていかなければいけないと思います。特に児童デイサービス、特にというよりも、１つの例として児童デイサービスについて、希望者が多くて利用日数などの要望になかなか応え切れないという状況があるようです。その受け入れ場所が少ないために、新規に利用したいという相談があった場合に、じゃあ今まで使っていた方の時間、また日数をどうするかとか、そういうふうにしなければならない。近隣のそういうデイサービスの場所と相談しながらやってはいますけれども、圧倒的に足りないというようなことが言われていますが、そういう利用場所が少ないということについては、どのように把握されて

いるのでしょうか。

○市民部長（小倉　裕君）

児童デイサービスにつきましては、当然、療育を必要とする児童に日常生活におけます基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、提供しますサービスでございますけれども、放課後における利用が増加しておりまして、市では利用希望者の方に応じた支給量を決定するのが実情でございます。

また、市内の事業所は２事業所のみとなりますけれども、児童デイサービスには送迎があるため、近隣市町村の事業所利用も確かに増えてございます。

現在、福祉課の窓口等でやりますけれども、申し込んで、サービスが受けられない、そういう方は現在のところ特にございません。ただ、サービスの量を増やすとか、そういう場合については、その事業所も１日の契約の人数がございますので、例えば３日来ているのを急に５日に増やしたり、そういう場合は、その事業所で受けられないという、そういう状況はあるかと思いますけれども、今まで新規に申し込んで、サービスが受けられない、そういうお声は聞いてございません。

○京増藤江君

ですから、市内の事業所で受けられないときは、近隣の市町村と協力し合ってやってはいますけれども、新たに受けたいという方もありますから、もう定員は決まっておりますので、近隣の市町村の事業所にしましても、もう定員は決まっているわけですから、新たに受けたい人が増えてくると、今まで利用していた方々が、また日数を減らしたり、時間を減らしたりとか、そういう状況があるわけですね。ですから、これは児童デイサービスに限らず、ぜひ、今後十分なサービスを受けられるようにしていただきたいし、また、この障害者自立支援法は廃止をしていこうということで、民主党の方も言っておりますので、特に利用すればするほど費用が高くなる応益部分、これはもう、障がい者の皆さんにとっては、自立と社会参加を阻害してしまうということで、市の方でも、ぜひ廃止の方向で国の方にも言っていただきたいなと要望しておきたいと思います。

次に、９５ページ、１項５目老人福祉費中の後期高齢者医療の事業費についてです。

後期高齢者医療制度は、平成２０年４月に始まって、今回初めての決算ですが、収納率は９８．３９パーセント、収入未済額は既に６４０万円超となっています。制度ができる前から反対運動が起きるほどの高齢者いじめの制度です。見直しが何回されても、これだけの未済額が出る。本当にひどい制度だと思いますが、この高齢者医療費保険料を払えなかった方たちは何人なんでしょうか。

○国保年金課長（石毛　勝君）

お答えいたします。ただいまのご質問の中の後期高齢者医療の保険料の未納者ということでございますが、八街の市内におきまして、滞納者は１２１名でございます。これは、１２１名のうちの所得の低い方、３３万円以下の方につきましては、その１２１名のうちの８割ほどが、その低所得者の状況になってございます。

○京増藤江君

私も本当に８割以下が低所得ということで、本当にひどい制度だなと改めて思います。それで、この保険料を払えない方々については、保険証取り上げも検討されていると思うんですが、これは絶対に取り上げをさせてはならないと思います。

それで、この保険証取り上げを絶対にさせないということで、市としても強く要望していただきたいと思います。このまま放っておきますと、２年ごとの見直しですから、介護保険よりも早い率で保険料も上げられてしまうということで、まずは保険証取り上げをやめさせるということと、廃止をするように国にぜひ強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（石毛　勝君）

非常に今の状況からしますと、お答えが難しいところがございますが、当然のごとく先般の総選挙における状況も踏まえて、以前から、２０年度から始まって２年目になるわけでございますが、当初からいろいろと制度の見直し、随時、制度が見直されて、事務としても非常に混乱する状況もあったわけでございますが、その中で１年経過いたしまして、広域連合の中で、その未納者に対する例えば短期保険証を交付する、また、資格証明書を交付するのかというところで、昨年度末から５６市町村、構成団体の課長を含めまして、いろいろと議論をされてきております。本来、７月の保険証交付の切り替えの段階で、その短期保険証、資格証明書等の発行について結論を出すというような、当初、広域連合の方も考えておったわけでございますが、構成団体５６市町村の課長方の意見もかなりございまして、今の段階で資格証明書の交付というのは非常に難しい状況もあるだろうというような意見を踏まえまして、一応、８月末には方向性を出したいということで、広域連合の方は考えておったわけでございますが、現状といたしまして、まだ正式な回答もございません。また、その前にはもう一度、各団体の課長を集めましての説明会、また意見交換があるはずでございますので、その政権交代によって、どういうふうに変わっていくかはともかくといたしまして、この制度の見直しをする中でのいい形での意見として、我々も申し上げたいというように考えております。

○京増藤江君

もう保険証を取り上げるかどうかというようなことも、もう７月には決める予定だったのが決められなかったと。８月末までにと、こんなふうになっているのも、各市町村の皆さんがやはり保険証を取り上げるべきではないと、やはり強く意見を言ってくださったからだと思うんですね。本当に特に低所得者の皆さんのこのような保険料が払えないような制度を作る。そもそもが本当に大間違いだと思いますので、ぜひ、廃止を含めて引き続き要望していただきたいとお願いしたいと思います。

次に、９９ページの１項７目介護保険費中、介護保険事業費の扶助費について伺います。

介護保険の収納率は年々下がっています。見直しのたびに保険料も上げられて、２０年度は前年度比で２．９３パーセント下がっています。先ほどもありましたけれども、後期高齢

者医療制度、これでも所得が低い方は本当に払えない、こうなっております。高齢者の生活が圧迫されています。扶助費である低所得者利用者負担対策助成金は、過渡的制度ということで、廃止を前提にして２０年度は前年度比で、約５分の１に減らされました。払えない人が増加しているのだから、この制度、継続すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

ご質問の低所得者利用者負担対策費助成金につきましては、何回か議会でご説明させていただいて、重複するかもしれませんが、６５歳に達した日の１年の間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用し、６５歳になった日以降、要介護認定を受け、訪問介護サービスを受ける障がい者であって、世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税の要介護被保険者等々ということで、助成をしておるところでございますが、原則として介護保険のサービスの自己負担、１０パーセントでございますが、その１０パーセントのうち平成１８年４月１日から平成１９年６月３０日までは、公費で７パーセントを助成、自己負担はしたがいまして３パーセントとなります。

それから、平成１９年７月１日から平成２０年６月３０日までは、公費助成が４パーセント、自己負担が６パーセント。さらに平成２０年７月１日からは、それが原則１０パーセントになるという形で、制度移行期の経過措置として運用してきたところでございます。これにつきましては、県補助を受けて実施している制度でございまして、県補助が今申し上げました段階的に縮小されて終えるという形で、それにそって平成２０年７月１日からは本則１０パーセントの自己負担になったところでございます。あくまでも制度移行期の経過措置、そういうことで理解をしていただきたいと考えております。

○京増藤江君

これは、やはり低所得者のこと、生活のことを考えて経過措置として３年間、実施されてきたわけですけれども、確かに本当に必要な制度で、だけれど、今もありましたように後期高齢者医療制度の保険料も低所得者は払えない。そして、介護保険料についても、低所得者ほど払えない。こういう実態があるわけですね。県の補助がなくなってしまう。それで、なくしていくんですけれども、今後は経過措置としてではなく、低所得者への補助として新たに制度を作っていくようにと、国・県に新たに補助制度を作っていくようにと要求していただきたいんですが、どうでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

低所得者に対する補助制度といいますか、そういうご質問でございますが、介護保険制度の中で制度的に低所得者に対しましては、月の利用の額がある一定額以上になりますと、その所得段階に応じまして、高額介護サービス費の支給、あるいは施設等を利用する方々に対しまして、所得段階に応じまして、居住費、食費等の負担限度額を超えた部分につきます支給等ございますので、その辺での制度的には低所得者等に対します配慮はされていると、そう理解してございます。

介護保険制度は、原則サービス利用１０パーセントで各種のサービスが利用でき、それに

より、居宅あるいは施設等での生活が維持できるという制度でございまして、制度の中でかなり、その辺の配慮がなされていると考えておりますので、それらにつきまして、国・県へ要望するということにつきましては、現時点におきましては考えてございません。

○京増藤江君

低所得者の方がサービスを利用するときには、確かに利用限度額が定められております。これについても、所得が低ければ、その利用限度額に行かなくてもサービスを我慢しなきゃいけない、こういうことはあります。しかし、保険料を払えなければ、サービス自体が利用できないわけですよ。ですから、この介護保険料の低所得者への軽減はどうしても必要だと思います。

ですから、今、全国の自治体でも３割ぐらいの自治体が、介護保険料軽減措置をとっているわけですよ。それが、サービスを利用できなくなったら、高齢者の皆さん、また障がい者の方々の命を守れない、そういうことがあるからです。

実際、きのうも一般質問で介護保険、介護の家族の介護疲れで介護殺人、そして逆に病に倒れる。こういうことも一般質問で取り上げられました。本当に介護保険料を払えない方があってはサービスを受けられない。ますます介護殺人なども起きるんじゃないですか。ぜひ、これは国に介護保険料軽減措置、そういう制度を作るように、県にも要望していただきたいし、また、市でも独自に介護保険料の軽減措置、これが必要だと思うんですよ。ぜひ、要望しておきたいと思います。

次に、１０５ページの２項４目児童福祉施設費中、児童クラブ管理運営費について伺います。

財政状況が厳しい中、市の努力によって各学区に児童クラブが設置されて、父母の皆さん大変喜んでおられます。本当にうれしいことです。しかし、４年生になると、あきがなければ通えない状況です。４年生以上の子が親御さんが働いている場合、本当に困っている。また、親が働いていない子たちも、長い夏休みの間、外が暑いのに行き場所がない。こういうことがあります。ぜひ、子どもたちが集まれる居場所を作っていただきたいと思います。

児童館がいまだにない。本当に印旛郡市の中でも、ほかに例がないぐらいな八街市となっています。次世代育成支援対策で、行動計画に子どもの居場所をどのように計画していくのか伺います。

○市民部長（小倉　裕君）

まず、児童クラブにつきましては、原則として１年生から３年生までの児童さんが対象なんですけれども、あきのある児童クラブにつきましては、現在も４年生、５年生、６年生は受け入れを対応してございます。それはご存じだと思いますけれども。

それと、あと子どもたちの居場所で、行動計画にどのように組み入れるかということなんですけれども、後期行動計画は平成２２年度から５カ年で、今、後期分にして作成準備で進めておりますけれども、多分この中に児童館を後期行動計画の中へ位置付けというようなご質問じゃないかと思いますけれども、児童館につきましては、何度も議会の方でもご質問を

受けまして、駅北側地区の土地区画整理事業区域内に公共核施設の中に一応検討しますということですので、はっきり言って、その核施設が何年度にまだ建設という、はっきりした計画年度がございませんので、後期行動計画の中には、その辺の位置付けというのは、ちょっと組み入れるのは大変難しいものがあると思いますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

複合文化会館を作って、その中に児童館も作るということが出されていますけれども、しかし、今、基金を作ってどうのこうのとするような状況の中で、いつになるかわからない。今、子どもたちの青少年の犯罪も大変多くなっている中で、そんな悠長なことはしていられません。

それで、今までも本来ならば学童保育所を計画しつつ、子どもが集まれる場所、児童館も作るべきだということで、私たち共産党は要求してきたんですけれども、財政的に、まず児童クラブを作ってからだということであったわけですね。それで、本当にもう子どもたちの居場所、健全に過ごせる場所を作っていくということは、これはもう待ったなしだと思うんですね。それで、新たに建物を建てるというのは、本当にお金がかかる。そして、いつになるかわからない。これでは、もう今の子どもたちが成長段階で本当に健全に育てていく。そういう子育てへの応援ができないと思うんですよ。ですから、私も一般質問でも要望しましたように空き店舗、また、その他を使って子どもの居場所、幾らでも作れると思いますよ。ぜひ、その行動計画の中に、私は各学区に本当は作るべきだと思いますが、まず１カ所、子どもたちの多い実住小、中央中、そして東小、八中、その子どもたちの対応のためにも、空き店舗を利用すべきだと思いますよ。そういうのができれば、ほかのところからも子どもたちが集まって、こんなところがあればいいなということになって広がると思います。ぜひ、これは早急に行動計画の中に入れていただきたい。強く要望しますが、どうでしょう。

○市民部長（小倉　裕君）

今、この場で空き店舗について、そういう子どもの居場所を組み入れるというようなお約束はできません。それと、今回の京増議員さんの代表質問の中でもございましたけれども、その中で子どもの居場所ということで、教育委員会の方でも放課後子ども教室を将来的には各小学校区域に作るということでございますので、また、教育委員会と連携して、その辺は検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

その一般質問での答弁においては、子どもたちが自由に集まれる場所ではないということだったと思いますよ。ですから、そういうことも必要でしょうけれども、できることからすることも必要でしょうけれども、今求められているのは、もうそういうことではない。各地域に八街以外で児童館が作られている。そして、学童保育所も例えば四街道などでは６年生まで、これは子どもたちの安全を考えてそうしているということなんですから、もう本当に待ったということはできません。ぜひ、これは行動計画に入れてください。子どもたちの健

全育成をどう考えているのかという市の姿勢が問われます。副市長も本当に恐らく青少年の犯罪が多いということには、私は一般の職員以上に胸を痛めているのではないかと思いますので、副市長からも、ぜひ、私は強く要望していただきたいと思います。

それから、１００ページの５目保育園費中、保育所運営委託事業費についてです。不況で共働きが増えて、２００９年４月１日時点で、全国の保育園待機児童は２万５千人を超えたということで、１年間で３割も増えたというのは、過去最多であると９月７日に厚労省が発表いたしましたが、直近の八街市の待機児童の状況はどうでしょうか。

○市民部長（小倉　裕君）

直近ということは、７月１日現在で答弁させていただきたいと思います。

７月現在で、待機児童は全体で私立保育園を入れまして３０名です。各保育園ごとの内訳は必要ですか。

○京増藤江君

いいです、全体で。この人数は、昨年の７月１日よりも多いのか、少ないのか。また、多くても少なくても、この３０人の子どもたち、行き場がなければ親御さんは働くことができません。その対応をどうするのか伺います。

○市民部長（小倉　裕君）

前年度の同期は待機が２９名ですので、今年は前年度より７月１日現在で１名増になっております。

また、その待機のお子さんの行き場所ということなんですけれども、ここにつきましては、市の方でやっております特定一時保育、そちらの利用もできますので、現在この３０名の中で特定一時保育の利用者が８名おります。

○京増藤江君

一時保育利用で８名が預けられているということなんですけれども、これはこの場所があって働けるということは、以前も私もお母さん方から聞いておりますが、大変、保育料が高くて難儀しているということがありましたので、本当に働かなきゃいけないお母さん方にとって、高い保育料はネックになるということで、入りたくても入れない子どもたちへの今後の対応を私は十分考えて、預けやすい保育料にしていただきたいなと要望しておきたいと思います。

それで、ちょっと時間がありませんので、マザーズホームについては抜かします。１１９ページの２目扶助費中、生活保護費についてなんですが、不況の中で保護受給者が増加しています。相談しやすくするために、ぜひ、窓口に申請書を置いていただきたいということと、３つ伺いますが、相談窓口が、今、人が行き来する場所、通路になっていますけれども、ぜひ、相談室などを設けていただきたいと思います。

３点目に２０年度の申請件数と保護開始件数はどうだったのか伺います。

○市民部長（小倉　裕君）

まず、順不同しますけれども、平成１９年度の生活保護の申請件数は１１７件で開始件数

は９８件。また、２０年度につきましては、申請件数は１２４件で開始件数は１１３件となっております。

それと、相談なんですけれども、現在、窓口の相談状況を見ますと件数の増加とともに１件の要する時間が１時間から２時間、大変長くなっております。また、中には窓口にお見えになって大声を出して威嚇したりする方も多いし、また、あるいは暴力団等の加入経歴があったりするので、来庁される方々の状況はさまざまでございますけれども、現行の職員数、またあるいは職員の危険回避や安全の面からも個室というのは安全面も考えまして、今のところ特別の場合は個室でやる場合もありますけれども、通常といたしましては、現行どおり、現在の事務室のカウンターで受付はしていきたいと思います。

それと、あと申請書を窓口へということなんですけれども、これにつきましても、何度も質問を受けておりますけれども、まず、生活保護の相談に来庁された際には、まず、職員が生活の現状や収入状況、あるいは援助の有無などを聞き取りをさせていただきまして、保護を受けられるという場合は申請書をお渡ししております。

また、その内容に関わらず、相談者に申請の意思がある場合には、申請書は実際お渡ししてございます。窓口に仮に申請書を置いた場合ですと、一般の申請などと違いまして、この申請書を出されますと、保護者の要判定をするためには預金調査、これ現在１名の方が出ますと、銀行関係、最低でも１６銀行に文書で調査以来、また、扶養紹介、それとあと生命保険会社の照会、これは、今、生命保険会社で私どもがしているのは１名の方が申請されて２６社に文書で調査をお願いしているなど、こういうような事務もございます。こういうこともありますので、実際に保護がすぐ必要な方、そういう方への時間的な余裕もなくなるので、逆に支給も遅れるような場合もございますので、決して申請書を窓口に置かないから保護を受け付けないと、そういうことはございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

時間がありませんので、相談場所についてなんですけれども、確かに今暴力を振るわれる方もあると思うんですね。ですから、相談室などを使う場合には、例えば複数にするとか、そういうこともできると思うんです。

ところで、八街市以外に今のように通路に沿って相談窓口を置いてあるのかどうか伺います。

○市民部長（小倉　裕君）

ちょっと各市町村で、どのような受付方法、窓口の場所をしているのか、ちょっと調査してございませんので、明確な答弁はできませんけれども、私ども八街市のように課の窓口で受付をしているところはあると思います。

○京増藤江君

これは、ぜひ調査して、私は教えていただきたいと思うんです。やはり本当に皆さん、生活困難で相談に見えているわけですから、深刻なわけですね。ぜひ、ほかの市町村ではどう

なっているのか、調べて教えてください。

それで、次に母子保健費についてなんですが、虐待相談１千件以上で前年度比２倍、子どもの虐待が増えておりまして、深刻な虐待をした親の３割が援助を求めていると、児童相談所長会の調査結果が発表されました。八街市でも、さまざまな時期の健診事業の中で、虐待が疑われるケースもあると思うんですが、その実態はどうなっているか。また、どう対応しているか伺います。

○市民部長（小倉　裕君）

市の方で例えば健康管理課の方で、４カ月乳児相談、１０カ月乳児相談、それと１歳半、３歳の健康診査を行っておりますけれども、その中では例えば虐待を受けているような、例えば、きずがある、あざがある、そういう例は現在ございません。ただ、感じるのは、栄養が行き届かないでやせているお子さん、乳児さん。そういう場合は、多分食事等も虐待というと思いますが、そういうのはあるかもわかりません。その辺の把握はできませんけれども、実際でそういう健康管理課の事業の中では発見はされておりません。ただ、保育園等、あるいは一般の方からの通報で、そういう虐待の確認数は数件ございます。これにつきましては、児童家庭課に家庭児童相談員がおりますので、それとあと私どもの保健師、あるいは児童相談所、関係機関と連携して対応してございます。

○京増藤江君

２０年度の虐待相談数は１千件以上となって、前年度比の２倍となっておりまして、本当に市の職員の皆さん、頑張って相談に乗ってくださっていると思うんですけれども、それでもこの件数と職員数を比べると、職員の数が足りないのではないかと思います。ぜひ、十分な対応を求めたいと思います。

それで、医療費助成についてですけれども、市長は中学卒業するまで医療費を無料にしたいと、本当にすばらしい答弁をしてくださったんですけれども、なるべく早く実施してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○市民部長（小倉　裕君）

これにつきましては、７月の臨時会で市長の方からも答弁を申し上げたとおり、やはり段階的に財政と見合わせまして、できる限り中学生終わるまで、義務教育ですか。そういうものを目標に取り組んでいきたいというような市長から答弁がございましたので、そういうことで取り組んでまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今回の選挙でも日本共産党は、小学校卒業するまでは国の制度として、ぜひ医療費を無料にするようにと公約をいたしました。ぜひ、国の方にも、そのことを要求しまして、１日も早く中学卒業するまでの医療費を無料にできるよう努力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山本邦男君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

○国保年金課長（石毛　勝君）

先ほどの京増議員さんの質問の中で、ちょっと私、表の中の段を読み違えて数字を言ってしまったように思われますので、正式な数字を再度申し上げたいと思います。

後期高齢者の滞納者件数でございますが１５６件でございます。そのうちの３３万円以下の所得の方が１２１件ということでございます。ちなみに滞納者１５６件のものにつきましては、全体５千８１８件に対しまして２．７パーセントでございます。以上でございます。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、１時１０分から再開いたします。

（休憩　午前１１時４７分）

（再開　午後　１時１０分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、順次質問するわけでございますが、時間の関係もございまして、議案第１４号、平成２０年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定から質問するものでございます。

まず、八街市の決算における財政状況をお伺いするわけですけれども、財政指数等は既に決算資料等で示しておりますが、財政指数あわせて健全化判断比率から見る本市の状況、どのように分析しているのか、まず、お伺いするものであります。

○財政課長（加藤多久美君）

本市の平成２０年度決算から分析される財政状況ということで、何点かお話しさせていただきます。

財政の各指標については、お手元にあると思いますけれども、何点か説明させていただきますと、財政力指数については、０．７０３ということで、１９年度よりは若干アップしていると。ここ数年、０．６台だったのが０．７にアップしたわけでございますが、ただ、アップ率も若干でございますので、八街市が財政力が上昇したとは一概には言えないということで、相変わらず、なかなか厳しい状態が続いておるということでございます。

実質収支比率については、適正に、今回は３．０ポイントでございますが、適正な規模であるというように感じております。

それから、重要な指標、経常収支比率でございますが、２０年度決算が９４．５ポイント、９４．５パーセント経常収支比率ということで、昨年が９４．８ということで、１８年度から９割を超えた、９０パーセントを超えたということで、９５には届いておりませんが、ある意味、中高止まりの状態で、かなりな財政硬直化が進みまして、なかなかそれが解消できないというような状態を迎えているというような判断をしております。

あと、公債関係の比率につきましては、まず、公債費の比率がやはり若干上がっていくということでございまして、指数的にいきますと、公債比率、２０年度決算はご案内のとおり１３．５ポイント、１９年度は１３．２ポイントということで、それまででは１０ポイント台を維持しておったわけですけれども、１９年度からいきなり２．５ポイント上がって１３パーセントに突入したと。それが引き続き、１３パーセント台になっているというような状況でございまして、過去の公共事業を借りた償還が本格的に１９年度からスタートしたということで、ここ数年は、この公債費については逓増の傾向であると、そのように財政当局の方は考えておる次第でございます。

それに対しまして、私どもいろいろな財源措置を講じておりまして、一般会計の財調が１６年度２１億円あったやつが、２０年度末、１１億円になったということで、かなり年度の調整の意味で財調がかなり苦しくなっているというのは実態でございます。

それから、１９年度から健全化比率ということで、私ども監査委員の監査を受けて、今回意見書の方も提出されております。前回で黒字でございますので、連結実質赤字比率等につきましても黒字ということで、問題はないということでございます。

それから、実質公債比率につきましては、やはり若干上がるということで、公債比率と同じで若干上がっていくということで、今回、１０から１１パーセントということで上がっておるわけでございまして、やはり今後数年は、これは３カ年の平均でございますので、１１から１３、１４の間を逓増するという感じで、これはやはり償還が増えるということで、これはいたし方ないかなというような感じでございます。やはり、これは都市が抱えている問題、成熟度、インフラ等の整備によって、都市施設を作りますので、その関係でやはり成熟している段階においては、やはりこれは上がらざるを得ないというように考えております。

この関係からやはり、特に印西市なんかは結構この実質公債費が高いということで、これが単に高いから悪いということではなくて、私どもとしては、町から市に移りまして人口も増えたということで、いろんなインフラの整備をするに当たって、やはり起債も借りなければやっていけないということで、これはある程度の上昇はやむを得ないものというふうに感じております。

早期健全化基準が２５パーセントということでございますので、まだまだ余裕がある状態ではございますが、慎重な財政運営を進めるということで、油断はしていないというところでございます。

それから、最後に将来負担比率というのがございまして、これが将来の負担比率ということで、かなり重要な問題ということで、債務負担行為等を含めた比率ということで、今回９３．９パーセントということで、下がっておるというような状態でございます。この下がった大きな理由といたしましては、核施設の用地を前倒しで買い戻しましたが、その債務負担行為がなくなったということで１００ポイントを切ったということで、これにつきましても慎重に今後、債務負担行為等の設定に当たっては慎重を期すということで、指標から見る大まかな財政状況については以上のとおりでございますが、決して八街にとって財政状況は好

転しているというような状況でないことは確かだと感じております。

○丸山わき子君

全体的に見れば、一段と財政は硬直化しているんだというふうに思いますし、その原因は、この間、大型の公共事業を進めてきたと。やはりクリーンセンター等も必要以上に大きいものを作ってしまっている。あるいは、駅の北側区画整理事業につきましても、凍結等をやりながらの区画整理事業をということで、共産党は提案してきたんですが、やはりそれを一気に進めてきてしまったというようなことで、財政的には大きなツケが回ってきているということで、その点で住民サービスが低下している。こういう点では、大変残念であるというふうに思います。そういった点で、この２０年度の決算を分析する上では、そういった、この間の事業がどうであったのか。そして、今後はどうあるべきかということも当然、視野に入れた対応をすべきじゃないかなというふうに思います。

それで、こうした事業が進められているにも関わらず、危険校舎と指定されている朝陽小学校の改築がなかなか進まない。先ほど市長は、文化会館を作らなくちゃならない、温水プールも作らなくちゃならないというような答弁がございましたけれども、今後の投資的経費、どのくらい見られるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

今後の財政推計等につきましては、毎年、財政課の方で推計いたしまして、市長、副市長の方に報告しているような状態でございまして、今回、２０年度決算が出まして、２１年度の９月補正も今回上程しているということで、今後、また秋に向けて推計を練り直すわけでございますが、昨年、秋、１１月段階で２１年度から２５年度の５年間の財政推計を行ったものがございます。それによりますと、投資的経費の総事業費ベースでございますが、その推計は２１年度、今年度ですが、２２年度が約８億１千万円、事業費ベースで投資的経費が８億１千万円、２３年度が５億２千万円、２４年度が６億８千万円、２５年度が４億６千万円ということで、通常の投資的経費は事業費ベースで、一応そういうような推計はしてございますが、そのほかに、昨年の議会等でも答弁しているとおり、大池第三雨水幹線のシールド工法の計画的な実施が必要な主要事業という、その投資的経費に入っておりませんが、それが約２５年度までで一般財源ベースで、２億７千７００万円ぐらいあるんですけれども、これにつきまして、先ほど言った投資的事業費のベースと含めまして、私ども、その財源不足を埋めるための手段として、今、財政調整基金をはじめとします基金、それといわゆる集中改革プラン等におきます事務事業の見直しをすることによって、投資的経費に充てられる、一般財源を確保しようという形で、それを計算しますと、終了の２４年度からの事業も何とかやりくりができるんじゃないかというところまでは、来ておるような状態でございますが、今後また２０年度決算と２１年の補正までに見直しまして、また新たに１０月から１１月にかけて財政推計の新たな推計を行うということになっておりますが、政権が変わりまして、いろんな国の補助等々がどうなるか、わからない中でやるということで、直ちにその推計作業に入れるかどうか。国の２２年度の予算編成がどうなるかもわかりませんので、若干、例

年より遅く財政推計の方を行えるんじゃないかと、そのような感じで考えております。

○丸山わき子君

今後の投資的経費は、２１年度から２５年度で約２３億円確保できるというような、今、答弁があったように思いますけれども、やはり義務教育の施設である朝陽小学校、危険校舎と指定されているわけですから、早急な対応をしていく、最優先にしていくことが求められているのではないかなと。これから、今後の基本計画もあるわけですけれども、やはり最優先での取り組みを求めるものであります。

次に、国の地方財政計画と八街市の状況についてであります。

２０年度の地方財政計画というのは、地方交付税の削減に対して、地方再生対策、あるいは公債費負担軽減、また、ふるさと納税など新規事業を導入したわけですが、八街市にとってはどのように反映、措置されたのか。その辺についてお伺いいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

平成２０年度の地財計画から、私どもの本市の財政ということでございますけれども、やはり地財計画の中で、私どもが一番心配しておったのが、やはり交付税の総枠ということで、今、申されたとおり、財政不足の対策としまして歳出の特別枠として、地方再生対策費というのが創設されて、これが全国で４千億円規模、私ども市町村には２千５００億円配分されたものでございまして、これらによりまして、普通交付税等については確保されたということと感じております。

そのほかの公債費等につきましては、特に私どもの方には、特段の影響はなかったんじゃないかというように感じております。

○丸山わき子君

この地方交付税に対しては、前年度より２億１千万円の増となったというようなことで、前年度と比較すれば、トントンなんですけれども、しかしながら従来の地方交付税、この交付額からいったら、到底追いつかないわけですね。

それから、せっかく公債費負担軽減、こういった制度を国が作っても活用できないような状況があるわけですね。そういう意味では、国に対してやはりこの公債費負担軽減が、どこの自治体でも活用できるように、きちんと申し入れすること。それから、地方交付税を従来の交付額に戻すよう、これもきちんと国に言う必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思うわけですが、その辺についてどんなふうにお考えでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

私ども地方公共団体の財政を預かる立場といたしましては、やはりこの地方交付税の確保、これを第一義的に考えていきたいと考えておりますので、もちろんここに市長もおりますけれども、地方６団体等を通じて交付税の確保、また税財源の配分の方法の見直し等について地方６団体を通じて要望していければと、そういうように考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、これは積極的な取り組みをしていただきたい。今の状況ですと、三位一体改革の中

で本当に財源が減らされる。そういう中で、地方自治体が本当にきゅうきゅうとした状況になってしまっているわけですから、本当に住民サービスを低下させない、住民サービスを充実させるためにも、この地方交付税の増額を積極的に要求していっていただきたい、こんなふうに思います。

それでは、歳入につきましてお伺いいたしますが、歳入では、まず不納欠損、収入未済額についてお伺いいたします。不納欠損につきましては、１億７千７００万円、それから収入未済額につきましては、前年度より１億２千３００万円の増で、２１億１千８００万円と、今までにない最悪の状況を迎えているわけですが、これは市長にお伺いいたしますが、この原因、市長はどのように分析されているでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

分析については、私も個々あたったわけではございませんから、よく周知をしているわけでございませんが、やはり今景気が悪いから収納率が悪いというような一口で解決すべきじゃないというふうに考えております。

○丸山わき子君

大変冷たい答弁であるというふうに思います。この間、三位一体改革の中で、税源移譲というのがありまして、そういう中で定率減税の廃止であるとか、その税源移譲によりまして住民負担というのがあるわけですね。そういう中で市民が払い切れない。もう負担増で払い切れない。そしてプラス経済悪化がされているわけですね。やはりこういう市民の生活実態を７万人口を預かる市長が、きちんと把握していなければならないんじゃないかなと。そうしなければ、来年度の予算編成も難しいんじゃないかなというふうに思うんです。そういう点では、私、市長の立場として、もう少し責任ある分析、それから、こういった数字に対する敏感に分析をすべきじゃないかなというふうに思いますが、再度その辺について市長に答弁を求めます。

○市長（長谷川健一君）

私は、ただ、ここで分析をしたからじゃなくて、まず、私が分析の基準とするものは、皆さん方から所得の申告をしていただくわけでございますから、日本の税法は申告制ですので、所得を申告して、その所得に対して賦課するわけですから、滞納する人は生活が厳しいとか、所得がないとか、いろいろそういう理論を申し上げている皆さんもいますけれども、しかしながら、申告をして所得があるということですから、ですから本来であれば、こんな多くの滞納をする方は、私はいなくていいというふうに、まず基本的には判断をしております。そういう中で、先ほど、これは去年の所得ですから、今年になって会社が倒産したとか、そういう人がいれば、その人はまた特別ですので、その人についてはまた相談もするわけですから。基本的には、ただ一言で、それだけで判断はできないというようなことで答弁をしました。

○丸山わき子君

今、八街市は市税収もこういう状況。そして、国保税も収納率が低下している状況、そう

いう中で市長はこの八街市をどうするのか。その姿勢が、私はこういう答弁からは感じられない。八街市が今抱えている問題をどうしていったらいいのか。そのためには、こういった分析がもっと積極的にされていなければならない。このように思うところであります。

次に、徴収強化についてでありますけれども、まず、２０年度、市税・国保税それぞれ滞納処理、どのくらいできたのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、市税と国民健康保険税、滞納処分一緒にしてということになりますけれども、ご報告をさせていただきます。

平成２０年度の差し押さえの状況でございますけれども、個別なものは別といたしまして、総件数で申し上げますと４０６件。差し押さえ税額の総額では５億１千１２０万５千円ということになっております。

○丸山わき子君

再度お伺いいたしますけれども、５億１千万円を処理できたということなんですか。そうじゃないよね。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありません。差し押さえ後の換価実績ということになろうかと思いますけれども、換価したものということでございますが、２０年度の換価の総数で申し上げますと６６件、金額にしますと１千９６万４千円ということになります。

○丸山わき子君

大変、市民の皆さんも厳しい生活の中で、徴収強化のもとで、こうした対応がされたというふうに思いますけれども、もう一つお伺いするのは、催告書、それから差し押さえなどの予告状に対して、どのような封書を使っているのか。それから、２０年度は何通ぐらい出しているのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

封筒の件でございますけれども、今年度からコンビニ収納の開始に合わせまして、催告書の様式をＡ４サイズに変えたところでございますけれども、催告用の窓あき封筒に関しましても長３サイズ、それに変更いたしました。その際に封筒の色も従前は薄いグレー色だったんですが、これを薄いオレンジ色というようなものにしております。

それから、催告の状況なんですけれども、８月２６日付で滞納繰越分の一斉催告、これを実施したところでございますが、市税、それから国民健康保険税合わせまして９千４８２通の催告書を発送しております。

○丸山わき子君

納税義務者の約３万ちょっといると思いますけれども、約３分の１はこういった催告書、差し押さえの文書が届いたという計算になるわけですね、数字的にいきますとね。やはりこういう色封筒を使うということにつきましては、払いたくても払えない状況の世帯もあるわけで、大変市民が衝撃的な苦痛を感じる。こういうやり方はすべきではないというふうに思

うわけですね。あくまでも滞納者の自主的な納税を支援する、援助するような立場で指導すべきではないかなというふうに思います。この件につきましては、たまたまオレンジ色の封書をもらった方が、調べてみたら、それは間違いだったというようなことがありまして、担当課は謝っておりましたけれども、しかし、こういう誤った挙句に目立つ封筒で送りつけられてくると。市民にとっては大変な屈辱感です。そういう意味では、もっと納税意識を高める、そういうところにもっと力を入れていくべきじゃないかなというふうに思います。そういう点での改善を強く求めるものであります。

それでは、財源確保のところにまいりたいと思いますが、まず、１つ目に財源確保で一番対応していけるという点では、入札の改善ではないかなというふうに思いますが、これ２０年度落札率の平均、それから、この改善によって財源確保がどのくらいできたのか、お伺いしたいと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

２０年度の落札結果についてご説明申し上げます。

全体の件数が１７７件ございまして、落札率、加重平均ベースで８３．８９８パーセントということでございます。内訳、一般競争入札と指名競争入札に分けますと、一般が２３件で落札率が加重平均で７７．８７２パーセント。指名競争入札が１５４件で加重平均といたしまして９０．５４３パーセントでございます。

これによりまして、予定価格と請負額を比較しますと、全体の１７７件ベースで申し上げると、その差額の金額が約１億８千２８０万円ほど入札の差金が出ていると。この差額が一応、財源確保になっているというのが、結果として出ておるということでございます。

○丸山わき子君

入札につきましては、公平、適切な入札をということで、その改善を私ども求めてきたところでございますが、１点、低入札価格、これも問題にしていかなければならないのではないかなというふうに思います。この低入札価格、これは２０年度何件あったのか、お伺いいたします。

○財政課長（加藤多久美君）

ただいま申し上げた入札結果のうち、低入札価格と思われる、一応、７０パーセント以下と設定いたしますと、全体で２１件でございまして、平均落札価格、加重平均で６２．５３４パーセント、６２パーセントぐらい。うち、工事に限って言いますと７件で、落札率が６５．３パーセントというような結果になっております。

○丸山わき子君

この低入札価格によりまして、下請事業者や業務に従事する労働者へのしわ寄せ、これが今大変大きな問題になっております。賃金の低下という問題なわけですけれども、先ほども申し上げましたけれども、公平かつ適正な入札を通じて、これをしていかなければならないというふうに思うわけですが、そういった点で業務委託も含めて、今後最低制限価格率を検討していく必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思います。ぜひ、そういう点で積極

的な対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、あとは公共用地活用について、これはこの間、集中改革プランの中で財源確保、このところでも公共用地をどう活用していくのか。こういったことが、たびたび出されていたと思いますけれども、この公共用地活用計画、現在あるのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

現在、公の計画は持っておりません。

○丸山わき子君

やはり、遊休地をもっと活用するという、そういった点での対応が必要ではないかなと。特に多額な税金を投入して、駅の北側の区画整理事業、核施設用地は、遊休地になってしまっているんですね。今後、あそこに複合施設を作っていく、文化会館を作っていくといっても、具体的な計画は一切ないわけですね。あるならば、一定期間のスタンスで、どう利用するのか、そういう取り組みも必要じゃないかなというふうに思うんですね。市民の皆さんから見れば、大切な税金を使って、あのまま放置しておくのかと。八街市は財源があるじゃないかと、そういうふうに私は聞かれましたけれども、そういった点でも本当に財政が厳しいのであれば、積極的な対応で財源確保をやっていくべきじゃないかなというふうに思います。特に駅北側区画整理事業の問題につきましては、どんなふうに考えるのか。その辺について、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

今の公共用地施設なんですけれども、全く遊んでいるというようなことはございません。これは、議会でも答弁していますけれども、大池の幹線ができるまでの暫時の間、あそこをあの周辺の調整池として、今使っていますので、全部ではございませんけれども。そういうことで、じゃあこれを何に使うかといえば、自転車の駐輪場とか、そういうものしか使えないし、今の公民館とか、学校が平成２３年頃から朝陽小学校について取り組むと同時に、それが終わって２４年頃からは、この大池の調整池の排水管の布設事業に取り組むと同時に、２７年頃からは、文化会館を兼ねた公共施設を作るというような、こんな長期的な、ある程度計画もございますので、ですから、今ここで即これを利用するというようなことになりますと、その建物を建てれば、その事業にも影響がございますので、ですから、あいている土地については、後ほど、また担当課にも検討させますけれども、とりあえずは調整地として今使っていると思います。

○丸山わき子君

調整地に使っているということですが、全部じゃないわけですから、遊休地は積極的に市民のために活用していくと、そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたい、このように思います。

それから、財源確保のところでは、給与の問題であります。給与削減の問題なんですけれども、２０年度も職員の皆さんの給与削減ということで確保されたと思うんですけれども、

やはり聖域化された部分ですね。特に特別職の給与、あるいは交際費、そういった点では、やはりきちんと見直しをすべきじゃないかなと。本当に財政が厳しい、幾ら市長が言っても「何だ市長は自分の給与は変わっていねえじゃないか」と。「交際費だっても、全然変わんないじゃないの」と、そういった市民の目があります。やはり本当に財源が厳しい、財政が厳しいというのであれば、市長自身、自らが自分自身の給与をカットする。また、交際費を見直しをしていく。そういう取り組みが必要ではないかなというふうに思うわけなんですね。

これは、再三市長に言っても、「以前、答弁したとおりですから」と、これで済ましてしまうわけですね。そうであってはならないと思います。年々、税の収納率が悪くなってきている。これは、本当に市民の生活実態が悪化している、その反映だと思うんですね。そういうことを市長はわかっていても、それをきちんと答弁できないでいる。やはりそういった点で、この八街市の緊迫した財政状況下で市長がとる姿勢はあろうかと思います。そういう点で、ぜひ、来年度の予算編成にあたっては、市長の姿勢をきちんと示していただきたい。市長自身が給与をカットしてでも、こういう財政をやりくりしているんだと。その姿勢を見せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

私は毎年、姿勢としては市民の皆さんに見せてございます。丸山議員さんの今の話を聞いていますと、何か税を払わない人を奨励しているみたいな、こんなふうに聞こえますけれども、私はこれは議員の皆さん方も税収のアップについては、もっと真剣に皆さん方の報酬も税から払うわけですから。今の話を聞くと払わない人が当然で、かける人が悪いというような、こんなことに私の方では聞こえますけれども。私は私なりにちゃんと表示していますから、それは皆さんが判断してくれて、私は皆さん方に判断してもらっているわけですから。私の姿勢はそういうことですので、ひとつご了解願います。

○丸山わき子君

１点、私は滞納がどうのこうの、奨励をしているなんて、一言も言ってはいません。先ほども滞納者の自主的な納税を支援すると、そういう対応をしてほしいんだと言っているじゃないですか。

それと、市長、皆さんが決めてくれたと言いますけれども、皆さんが決めた給与じゃないんですよ。市長が提案してきた給与なんですよ。市長自身がそれを自分自身の身を削り、市民にきちんと自分も頑張っているけれども、市民の皆さんも頑張ってくださいというのならわかりますよ。そういう点で、本当に矛盾があり過ぎる。聖域化を作り過ぎている。このように思います。ぜひ、そういう点で市長のそういった考えは改めていただきたい。このように思います。

それから、いま一つ、お伺いしたいのは、基金についてであります。今ある八街市の基金なんですけれども、今、既にもうその役割を果たしていない基金もあるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そういった点での基金の見直しをすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

今、基金の状況につきましては、もう既に処分の目的のために他に繰り入れた、少額になっている基金、例えば、まちづくり基金、現在が５万７千円しかございません。これを含めて、過去、平成元年、２年あたりに国の施策によって作った基金がかなりございます。それについては、金額自体が充当して、１０万円台とか何か低くなれば、廃止を含めて検討したいと、現時点では、そう考えておるところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ、そういう意味では整理をしていっていただきたいというふうに思います。特に、今市民の暮らしを守る施策、これを最優先にさせていく必要があるのではないかなと。そういう意味でも基金の整理、見直し、これは最優先に積極的にやっていただきたいというふうに思います。

私、この２０年度の決算を見る限り、本当に住民負担増、そして住民へのサービス削減で成り立っている、そういった予算であったなというふうに思います。むだもまだまだあります。先ほども申し上げましたけれども、市長の給与、交際費、これは聖域化されております。こういった点でも厳しく見直しを図り、新年度、本当に今どん底にある市民の暮らしが守られるような、そういう新年度予算編成のために全力を尽くしていっていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（山本邦男君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

会議中でありますが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩　午後　１時５０分）

（再開　午後　２時００分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林政男議員の質疑を許します。

○林　政男君

それでは、私は議案第５号、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、下水道料金の値上げにより、基準外繰入の解消は図れるかということで、ご質問いたします。

今議会に上程されております議案を拝見しますと、今回の議会の中でも、質疑の中で現在６０パーセント近くで、満額の収入を得ても９７パーセントで、その差、３０パーセント。それを少しでも解消するために、今回値上げをするということでございます。そういうことであると、一体この収支均等になるためには、まださらにさらに値上げしていかなきゃいけないと思うんですね。そういうことになりますよね。これで全部一気に赤字解消を図れるわけじゃないということになると。そうすると、今回これだけ値上げしました。収支状況もいろいろ、そのときの状況もあるでしょうけれども、例えば２年度にまた再値上げせざるを得

ないとか、４年後にと長期的に赤字を解消していきますよというような見通しがないとまずいと思うんですね。今回、たまたま思いつきで値上げするわけじゃないわけですから。そういうわけで、値上げするわけじゃないんですから、やはりきちんとした工程表がないと、そして、今、情報開示の時代ですから、市民の皆さんにこういうふうになっていて、このままだと、この下水道事業がパンクするということで、今回、値上げをどうしてもせざるを得ないということで提案しているわけですから、今後のこの値上げの赤字解消を図る工程表というのでしょうか。そういうのをやはり出していかないといけないと思うんですけれども、担当課としてはいかがお考えでしょうか。

○下水道課長（吉田一郎君）

今回の改訂案におけます計画期間は４年でございます。そして、今回、見込みの経費回収率６８．１パーセントでございますけれども、この中で維持管理費は１００パーセント行っておりますけれども、資本金におきましては、４５．１パーセントの算入率でございます。ですので、段階的に資本費算入率の方の引き上げの方を検討していく必要があると思います。

○林　政男君

確かに検討していく必要があるということで、それはわかるんですけれども、ある程度、もう議員の皆さんに、どういうふうに一応改定を予定していますというようなことを、お示ししていく必要があるんじゃないでしょうか。今の話ですと、やはり４年である程度、収支を見て、またさらに値上げをせざるを得ない状況だと思うんですね。しかも、議会答弁で平成２４年度から、先ほども話がありましたけれども、大池調整池の駅前排水、３１５町歩の国道４０９号の下をシールドで抜いていく工事を開始したいというか、取り組みたいというようなお話がありました。そうすると、もちろん起債で取り組むわけでしょうけれども、今の現状の赤字を抱えた中で、やはりその辺の整合性、そういうのがやはり議会にもある程度示しておく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○下水道課長（吉田一郎君）

計画期間以後の計画的な引き上げとかというものは、今現在、未定でございますけれども、平成２４年から計画しております第三雨水幹線の方ですけれども、これにつきましては、雨水整備でございまして、雨水公費、汚水私費という原則がございますので、これに関しては受益者の方々に対しての負担は、雨水については特にございません。

○林　政男君

受益者負担が特にないということですけれども、結局、市税を投入するんですよね。起債ですべて行えるわけじゃないですから、起債といっても借り入れですから、将来的にはやはり負担が発生する。その下水管、雨水管を利用される方のみならず、全体に負担が及ぶわけですから、その辺はやはり市民の方、あるいは議員の方に、こういうふうに将来的になりますよということをお示ししていただきたいというふうに考えております。

続いて、議案第６号、平成２１年度八街市一般会計補正予算についての１番目。八街中学校の武道館の建設場所についてでございますけれども、質疑の中で、市長は各中学校に順次

武道館を作るというような話の中で、八街中央中、南中、そして今回、八街中ということになったというふうに認識しておりますけれども、武道館建設には、私は賛成なんです。賛成なんですけれども、八街中の将来的な配置図というのでしょうか。設計図がどういうふうになっているかが知りたいわけです。というのは、前にも私も申し上げましたけれども、都市計画道路３４１１号線が将来、八街のこの庁舎のわきを東小に抜けていくわけですね。そうするとプールがまずなくなるわけですね。なくなるというか、半分切られますから、多分新規に作られる。すると、これから八街中のこの敷地の中に、どういう青写真を描いて武道館をこの場所に作ろうかという、そういうことが多分検討されたと思いますけれども、まず、それをお聞かせください。

○教育次長（尾高幸子君）

現在、予定しております武道館の建設場所でございますが、体育館前、北側の道路側、そこを予定しております。駐車場、部室、自転車置き場が現在ありますが、その位置に予定しております。

もう１点、将来的にどうなんだというご質問でございますが、現在、補強設計を実施しているところでございますが、校舎を補強することによって、当分の間、建て替える必要はないと考えております。将来的に建て替えが必要だということになった場合は、今、学校の規模も縮小していくだろうと推測されるところでございます。

また、その建て替えを仮にするとすれば、以前、校舎棟があった位置というのが、現在のテニスコート、野球場、駐車場等のスペースなんですが、その辺に縮小した中で対応することは可能ではないのかなということの推測はしております。

○林　政男君

私も多分その辺じゃないかというふうな推測はしておりましたけれども、八街中は４中学校を比較してみると、校庭の面積が一番少ないんですよ。その中で、約１千人近くの子どもさんがいらっしゃって、大変、サッカーをやる方がいて、陸上、いろんなスポーツの方が、あそこでやっているのを見ると、何かちょっともっと思い切ってやらせてあげたいなというふうな認識を持っているわけです。

そこで、この武道館の建設について、今後この武道館のみならず、ほかのことは考えているんですか。そういういろんな建物を建てることは考えていますか。

○教育次長（尾高幸子君）

今、お答えしたとおり、将来的に校舎を建て替えるという事態が生じることの想定はしております。

○林　政男君

次に、笹引小学校、八街東小学校校舎改築事業の概要について、まず、お伺いします。

○教育次長（尾高幸子君）

笹引小学校ですが、プレハブ教室４教室の改築を計画しております。取り壊し面積が４教室及びトイレの３７０平方メートル。改築校舎は鉄骨造り２階建て、５９３平方メートルを

予定しております。この中には、普通教室４教室のほか、トイレ、昇降口、教材室などを予定しております。

また、東小学校につきましては、取り壊し面積が６教室及びトイレの５３９平方メートル。改築校舎は鉄骨造り２階建て、８２６平方メートル。この中には、普通教室６教室のほかにトイレ、昇降口、教材室などを予定しておるところでございます。

○林　政男君

議会の中で、よく仮設校舎とか、プレハブ校舎とか、いろんな名称を使って呼ぶわけですけれども、これの今現在、建て替えた場合の耐用年数というのは、大体どのくらいになるのでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

今、予定しているのが、鉄骨造りですので、３４年を予定しております。

○林　政男君

児童のためにも、生徒のためにも、しっかりしたものを作っていただきたいと思います。

次に、八街中学校耐震補強事業についてお伺いします。

多分、Ｉｓ値が出て０．７以下のものは、ほとんど耐震補強するかと思うんですけれども、この八街中学校の耐震度はどのくらいになっていますか。

○教育次長（尾高幸子君）

屋内運動場がＩｓ値が０．１４で、先ほど３棟あるということで、お話させていただいたと思うんですが、Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟と仮定しますと、Ａ棟が２階がＩｓ値０．３９、Ｂ棟が２階がＩｓ値０．３９、Ｃ棟が１階でＩｓ値０．３２となっております。

○林　政男君

すると、文科省の基準によると、多分０．７ということなんですけれども、これはたまたま八街中学校の耐震補強で、これを補強するとやはり２０年近く、今の階段の乗り降りが、八街中は行われていると思うわけですけれども、八街全体で、たまたまこれは八街中学が出ていますけれども、八街全体では０．７以下に現在の段階で耐震基準を下回っている学校は、わかる範囲で結構ですので、もし、学校名もわかれば公表してください。

○教育次長（尾高幸子君）

今、昭和５６年以前の建築物について、小学校７校、１０棟について耐震診断を実施しているところです。ですので、今後この結果を受けて優先順位を考慮しながら、順次、耐震補強を実施していかなきゃいけないかなとは思っております。

○林　政男君

次に、議案第７号、平成２１年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について、歳入の見込みと保険給付費の見込みについてを質問いたします。

私の認識では、国保会計というのは約７５億円近くあって、そのうちの２０何億円がいわゆる歳入欠陥、保険料をいただけないといいますか、それで医療関係に支払う金が４０億円から約５０億円、そこで消えていくと思います。すると、実質的には７５億円を組んでいて

も、実際５０億円はすっかり入った金が、そっくり出ていっちゃう計算になりますから、大変厳しいんじゃないかと。八街市にお住まいの方に、八街は税金が高いと言われたことがあるんですね。税金を全部調べました。都市計画税からいろんな住民関係の市県民税、全部調べました。そうしたら、ほとんど近隣市とそんなに変わらないんですよ。変わるのが、この国民健康保険なんですね。これは確かに高いですよね、近隣一帯を見たら。

そこで、今年度の歳入の見込みと保険給付費の見込について伺います。

○国保年金課長（石毛　勝君）

それでは、お答え申し上げます。今、林議員さんのお話そのものズバリでございまして、非常に毎年度、年度末に近くなるごとに非常にあたふたするような財政をやりくりをするという現状がございます。昨年度につきましても、１２月、３月補正、なおかつ最終的に専決でお願いして、やっと国保財政が成り立ったというような状況がございます。

それで、決算状況を見ましても、１９年度、２０年度を見ましても、保険給付費については２億円以上増、これは、なおかつ後期高齢者の７５歳以上が国保から移行していても、これだけの増になっているという状況を踏まえまして、今年度につきましても、これから現状をちょっと恐怖に思っているのがインフルエンザ、こういうものが大流行することによっては、非常に国保財政としては厳しい状況になると。その中で、今お話にございましたように５０億円の国保税、これをどのように回収していくのかというところも当然のごとくございます。今、一般質問等でも議員さん方々、皆さんご心配していただいた中での何とか財源を確保する上での収納体制の強化ということで、一応、目標値としましては、今年度８０パーセントということを目標に納税課と国保年金課がタイアップしまして、まずやることが、それぞれの分野での未納者の状況確認という中で、私ども国保年金課担当としましては、先般も一般質問の方でも若干触れたんですが、未申告者の中で、どの程度の申告がされていない、収入の少ない方がいて、軽減も受けられない方がいるんではないかということも、もちろん含めまして、あと納税通知書、保険証を送付いたしましても、すべて戻ってきてしまう。つまり、居住されていない方が、かなりいるのではないかというところを、今、調査を進めておるところでございます。

とにかく、確定的に保険税が、収納率はついてくるものですけれども、あくまで税額を確保するためにどうするのかということで、とにかく今年度８０パーセントを目標にやっていこうということで、ただし、先ほど申し上げたとおり、保険料給付金については、これは本当に支出は結果を見ないことには、わからない状況でございます。そういった面でも、何とか頑張って、国への要望等も市長会を通じて行っております。財源の健全な確保というものも踏まえまして、いろんな面での要望もしてまいりたいというふうに考えております。

○林　政男君

課長の苦労は大変だと思うんですね。某雑誌にワースト１位と、全国１位と、石毛課長のお言葉も載っておりましたけれども、大変苦慮しているというようなお話で載っておりましたけれども、何とかワースト１位はいろんな形で脱出しなければいけないと思うわけです。

皆さんの努力で、私の聞くところによると、調整交付金が前年度より上がったということで、何千万円かペナルティーが軽くなって戻ってきた。大変努力されている成果だと思います。しかしながら、やはり、まだ多分ワースト１位だと思います。そこで、今後、徴収強化というのは、言葉では簡単ですけれども、実際この保険税を集める立場になると大変なことだと思うんですね。そこで、今後いろんな徴収方法を考えられると思うんですけれども、副市長がその徴税の本部長になっていると思いますけれども、何とか私の願いをこの国民健康保険のワースト１位を脱出することと、少しでもペナルティーが少なくなって健全に交付金がおろされるように願っているわけですけれども、意気込みをお聞かせ願います。

○副市長（髙橋一夫君）

林議員の質問にお答えをさせていただきますが、やはり何と言いましても徴収率を上げるのには、面談をして、お互いに話を聞いて、またこちらの要望も聞いてということで、個々の臨戸を何とかして強めていくということが必要なことではないかと思っております。最終的には、やはり１対１で話し合って、納税を含めて、そういった収納の意欲を高めていくということが何よりも大切なことではないかというふうに考えております。

○林　政男君

続いて、議案第１１号、平成２１年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算、１番、給食費収納管理システムソフトウエアの賃借及び保守についてを伺います。

こちらの方も国保と同じで、給食センターの所長も何か見るたび苦労しているんじゃないかというふうな認識をしているわけですけれども、何か私の聞くところによりますと、教育委員会といいますか、学校給食センターが一丸となって、滞納整理といいますか、給食費をどうしてもいただけない方の解消に努められた結果、少し数字が上がったように聞いております。しかしながら、やはり１千６００万円近く滞納金があるというふうに聞いておりますけれども、この改善状況、去年と今年、どのような数字に変化があったか、教えてください。

○学校給食センター所長（石井　勲君）

昨年度は、うちの方でも給食費の未納に対して支払督促等も行いまして、それによりまして、収納率が多少上がっております。０．１６ポイントですけれども、２０年度の収納率が９５．９１パーセント、１９年度は９５．７５パーセントということで、０．１６ポイントほど上がっております。

また、未納者につきましても、２０年度は６１０人。１９年度は６５０人と４０人ほど減少しています。

また、今回の補正につきましては、今まで学校給食の取り扱いを現年度につきましては、学校長が主になってやっていただいておったんですけれども、それで過年度は給食センターで行っておりました。これを給食費すべてを給食センターで収納、徴収業務まで行い、給食システムを導入して一括加入しようというものでございます。この一括加入することによりまして、給食費の未納に対する納付請求ですけれども、それを短期間に行えるように、毎月納付書を送りながら徴収していきたいと考えております。それによりまして、収納率を９９

パーセントまで引き上げるようにしたいと考えております。

○林　政男君

今のお話ですと、給食の収納の早く言うと個数システムですよね。リアルタイムにどういう状況になっているか把握して、できるだけ未納が発生しても瞬時に督促状とか、そういうのが出せるということだと思うんです。大変これすばらしいことだと思うんですけれども、財政の方に聞きたいところもあるんですけれども、それは総務でやってくれと言われましたので、最後に何か民主党のマニフェストによると、何か給食費も教育費の中に入れて地方交付税か何かでくれて、それも一緒に払ってくれるというような、給食センターの所長としてありがたい話もあると思うんですけれども、その辺の見通しはつかないと思いますけれども、現在、給食費を支払われない方の意見を聞いてみますと、もう教育費の中に入っているんだから、税金を払わなくてもいいじゃないかというような認識をされている方が意外と多いんですね、給食費を支払っていただけない方に。この辺はですから、市長、国保もそうなんですけれども、やはり給食費について市長のご意見を賜りたいと思うんですけれども。

○市長（長谷川健一君）

払わない人は、今、林議員さんが言ったようなことではなくて、もう給食も教育のうちだから、当然、教育費の中に入れていいじゃないかということであって、払わないことは認識しているんですよ。ただ、それだけの理由で払わないだけであって、民主党のマニフェストには本当に国民が喜ぶ、マニフェストでございますが、私どもが一番心配しているのは、仮に今学校の経費も含め給食費は国で払いますよと。そのかわり２分の１は市で払いなさいとか、その２分の１払うお金は交付税で入れますとか、こんな制度を私は作る可能性があるんじゃないかと。そういうところを今心配していますと答弁いたしましたけれども、自治体の運営は国でもどこでも、税があって事業、政策があるわけですから。どこで調節するかですから、財源の調整を。国債を発行するとか、いろいろあるわけですから。一番、私が心配しているのは、これはやってくれるのはいいんですよ。いいけれども、今度そんな制度を作られて半分は自治体で払いなさいというような制度を作られちゃいますと、今度もっと大変になるんじゃないかと思います。今、そういうことを自分なりに心配をしております。

○林　政男君

今、市長のおっしゃるとおり、この給食費も総額７億円のうち、保護者の方からいただくのが３億５千万円、そして一般会計からの繰り入れが３億５千万円で成り立っているところですね。ところが、その３億５千万円、市が負担していることをご存じない方も結構多いんですね。もう自分たちの給食費、約４千円ですべてを賄っているというような認識を持っている方がたくさんいらっしゃいますので、その辺、給食センターの所長も所長一人の責任とは言いませんけれども、やはりこの給食費がどういうお金で成り立っているというのを周知をする必要があると思いますので、よろしくお願いします。

最後に、議案第２１号、平成２０年度八街市水道事業会計決算の認定についてということで、水道事業は独立会計ということなんですけれども、本来ならば、基準外繰入の一般会計

から入れられないわけですけれども、実際は入れているわけですよね、約１億円。１０何億円のうちの１億円を入れているわけですけれども、先般、あるところで水道の加入の申し込みをしたいということで、水道課にお話しました。そうしましたら、現在の榎戸配水場のポンプ施設が老朽化してしまって、これ以上の配水といいますか、新規の水道を拡張することはできないと。それで、その榎戸のポンプ場の更新にどのくらいかかるかと聞きましたら１５億円かかると。その１５億円をかけたら、拡張できるんですかとお聞きしましたら、その拡張どころじゃなくて、今、供給されている方の安心・安全といいますか、その方に対して榎戸のポンプ場の更新をしなくてはいけないと。それが１５億円だと。これも、水道債じゃないですけれども、起債で、それこそファンドが何もありませんから、１５億円、起債で賄うような形になるかと思うんですね。今回の議会でも人口の推移が今７万７千人近くで微減しているわけですけれども、仮に人口を増やそうとしても、水道を引きたいというところに水道が行けない状態なんですよね。全体この計画を見た中で、住めないじゃないですか。水道を申し込んでも現在の供給量でいっぱいですというふうに断られてしまいますから、実際この４次拡張でいろいろやっていますけれども、榎戸のポンプ場を直して、さらに一般の新規の水道の申し込みをするためには、さらに幾らかかるんですか。

○水道課長（醍醐文一君）

それでは、お答えします。まず、以前から一般質問等でご答弁申し上げて、ご質問が上がっている南部地区の給水はいつなんだというご指摘を受けている中でこれにつきまして、現時点におきまして南部地区の水道の給水というのにも多大な経費がかかるということで、早急にすることは非常に無理だということで申し上げてきたところでございますが、ちょっと順を追ってお話しいたしますと、まず、現時点におきまして約３万８千世帯に給水しているわけでございますが、ご指摘のとおり榎戸の配水電気ポンプ施設は、昭和４８年に作りまして、もう３６年経過しております。また、あと中央監視装置と申しまして、これはすべての榎戸、大木の配水の制御をしているものが、やはりもう２１年経過をしておりまして、これも約５億円かかるということで、１５億円かかるわけなんですが、私どもの水道を担う者として、まずは安定供給をすることが、私の一番の使命だというふうに考えております。そのために、まずはそういったものを早急にしなければならんものを、まずは優先的にやっていくと。その後には、当然ながら私ども、今ご指摘のあったように水道、市内全域は給水エリアでございますので、それについても、当然やらないということではなくて、将来において必ずやっていくという目標を持ってやっているわけでございます。

ただ、現時点では、限られた条件及び財源の中で、何を優先してやるのかを考えますと、おのずと出てくるわけです。それを何が何でもやらなければ、既存の給水をしている方に市民生活を守ることはできないという。それをまずは優先的にやりながら、将来においては、現在、南部地区へ拡大するということには、財力が必要でございます。今の試算では、これから延長で約１００キロメートル、予算で約１００億円を超えるというものがかかるという試算で。というのは、こちらの方から水圧を上げて延ばすということは、当初はそういう考

え方はあったんでございますが、それは地理上、安定供給するには無理だろうということは、南部地区にやはり導水管を印広水から引かない限り安定供給はできないという考えに至りまして、そういったことを踏まえて、取り組み事業ということで、何点か拡張時期もありますし、老朽化施設の更新もありますし、有収率も上げなければしようがないと。あと、若干の不納欠損金もあるという。そういった取り組むべき事業を列挙しまして、その中で今この時期に何をやっていかなきゃしようがないか。それを優先順位をつけまして、それを淡々と今やらせていただいた中で、将来においては、必ずそういったものに結びつけるような努力をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○林　政男君

課長の話はよくわかりましたけれども、私は南部地域と言っているわけじゃないんですよ。南部地域は標高差が約１７メートルありますから、これポンプアップを２回しないと、極端に言えば山田台地区まで行かないわけです。膨大な予算もかかるし、人口の張り付きから見ても、今の八街市の財政事情だと難しいというふうに認識しているわけです。私がお尋ねしたのは、今の給水のエンドがありますね。給水エンドからさらにもう１００メートル、２００メートルというときに、課長のお話ですと、それは供給できないと。既存給水している方の安定供給していかなきゃいけないということだから、そういうことを私は聞いているんじゃなくて、現に南部の方のことばかり言っていますけれども、北部の方だって一部しか水道行っていませんよ。交進側の方にも一部しか行っていないですよ。そういうときに、新しく１０戸、２０戸できたときに、そこに果たして引けるかどうかと言ったら、現在のポンプをまず直さなきゃいけない。そして、さっき榎戸の５億円で１０億円かかると。それは、お金がかかるのはわかりましたけれども、その先で待っている方、もうそこまで水道が来ていて、こっちだと２１０号線、笹引のあのラインまで来ているのかな。あの先で水道を引きたい人は、引けない状態なんですね。ほかも同じなんですね、今のおっしゃるとおり。延ばすのにはどうしたらいいのでしょうかというのが、質問の趣旨なんです。平成３０年とか、７０年とか、そういう話じゃないですよ。今、行っている先に供給できないというところに問題があるんじゃないですかと言っているんです。

○水道課長（醍醐文一君）

失礼いたしました。今の要望箇所につきましては、たしか、今早急にやらなきゃいけない事業が、多大な経費がかかるという現状はあります。ただ、これについては、多大な経費を要することはできませんが、今後、経営状況を踏まえた中で必要な箇所につきましては、取り組んでいけるものについては取り組んでいくという姿勢で臨んでおりますので、それについては、今後の事業運営をする中において、そういったものを踏まえた中で、それは検討させていただきます。むげに全部、それはできないとかということではなくて、この経費的なものと、あともう少しであれば、それは可能であるというようなものがわかれば、やっていきたいというのが基本的にありますので。

○林　政男君

話はよくわかりましたけれども、プライオリティーを何を持っていくか。下水も大事ですけれども、水道も大事じゃないですか。それから、朝陽小学校の問題もありますが、いろんな問題があるわけで、どれを先にやるかなんですよね。そのときに水道を引きたい人が引けないんじゃ、これ人口増えないんじゃないですか。だから、あえて申し上げたんですけれども、今、課長は頑張るということなので、それに期待して私の質問を終わります。以上です。

○議長（山本邦男君）

以上で、林政男議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

ただいま議題となっています議案第２号から議案第１３号を配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

お諮りします。議案第１４号から議案第２１号は、８人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、議長から指名します。

加藤弘議員、右山正美議員、山本義一議員、新宅雅子議員、川上雄次議員、小髙良則議員、山口孝弘議員、林修三議員、以上の８名を指名します。

これから、しばらく休憩し、決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は第２会議室にお集まりください。

しばらく休憩いたします。

本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

（休憩　午後　２時４２分）

（再開　午後　２時５２分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

正副委員長が決定しましたので、報告します。

決算審査特別委員会委員長に川上雄次議員、副委員長に小髙則議員、以上のとおり決定しました。

議案第１４号から議案第２１号を議案付託表のとおり、決算審査特別委員会に付託し、開催日の通知とします。

日程第２、休会の件を議題とします。

明日１２日から２４日の１３日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

９月１２日から２４日までの１３日間を休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

２５日は午前１０時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会　午後　２時５５分）

○本日の会議に付した事件

１．議案第２号から議案第２１号

質疑、委員会付託

決算審査特別委員会の設置及び付託

２．休会の件

……

議案第２号　八街市文化会館建設基金条例の制定について

議案第３号　八街市野球場建設基金条例の制定について

議案第４号　八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５号　八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第６号　平成２１年度八街市一般会計補正予算について

議案第７号　平成２１年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第８号　平成２１年度八街市老人保健特別会計補正予算について

議案第９号　平成２１年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第10号　平成２１年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第11号　平成２１年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第12号　平成２１年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号　平成２１年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第14号　平成２０年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号　平成２０年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第16号　平成２０年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第17号　平成２０年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第18号　平成２０年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第19号　平成２０年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第20号　平成２０年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第21号　平成２０年度八街市水道事業会計決算の認定について